

II. 定期検査項目（平成 28 年国土交通省告示第 723 号）

平成 28 年国土交通省告示第 723 号

防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

平成 28 年 5 月 2 日 國土交通省告示第 723 号
令和元年 6 月 21 日 國土交通省告示第 200 号
令和 2 年 4 月 1 日 國土交通省告示第 508 号
令和 5 年 3 月 20 日 國土交通省告示第 207 号
令和 6 年 6 月 28 日 國土交通省告示第 974 号
最終改定 令和 7 年 1 月 29 日 國土交通省告示第 53 号

建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。）**第 6 条第 1 項から第 3 項まで並びに第 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項**の規定に基づき、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 12 条第 3 項に規定する検査及び同条第 4 項に規定する点検（以下「定期検査等」という。）のうち**防火設備に係る**項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

第 1 施行規則第 6 条第 1 項の國土交通大臣が定める検査の項目並びに施行規則第 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項の國土交通大臣が定める点検の項目のうち、防火設備に係るものは、別表第一(い)欄に掲げる検査項目のうち(1)から(5)まで(常時閉鎖した状態にある防火扉(以下「常閉防火扉」という。)に係るものに限る。)とする。

第 2 施行規則第 6 条第 2 の検査及び施行規則第 6 条の 2 第 1 項の点検項目、事項、方法及び結果の判定基準のうち、防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン及びドレンチャーその他の水膜を形成する防火設備（平成 20 年国土交通省告示第 282 号**第 4 第 2 号**に掲げる建築物にあっては、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 112 条第 11 項に規定する防火区画を構成するものに限る。）に係るものは、次の各号に掲げる防火設備の種類に応じ、**当該各号に定めるとおりとする。**

一 防火扉

別表第 1(い)欄に掲げる検査項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる検査事項(法第 12 条第 4 項の規定による点検を要する防火扉にあっては、損傷、腐食その他の劣化の状況に係るものに限る。)について、同表(は)欄に掲げる検査方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。

二 防火シャッター

別表第 2(い)欄に掲げる検査項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる検査事項(法第 12 条第 4 項の規定による点検を要する防火シャッターにあっては、損傷、腐食その他の劣化の状況に係るものに限る。)について、同表(は)欄に掲げる検査方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。

三 耐火クロススクリーン

別表第3(い)欄に掲げる検査項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる検査事項(法第12条第4項の規定による点検を要する耐火クロススクリーンにあっては、損傷、腐食その他の劣化の状況に係るものに限る)について、同表(は)欄に掲げる検査方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。

四 ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備(以下「ドレンチャー等」という。)

別表第4(い)欄に掲げる検査項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる検査事項(法第12条第4項の規程による点検を要するドレンチャー等にあっては、損傷、腐食その他の劣化の状況に係るものに限る)について、同表(は)欄に掲げる検査方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。

2 特定行政庁は、前項の規定する定期検査等の項目、事項、方法及び結果の判定基準について、規則で、必要なものを付加することができる

3 法第68条の25第1項又は法第68条の26第1項に規定する認定を受けた構造方法を用いた防火設備に係る定期検査等については、当該認定に当たって検査又は点検の項目、事項、方法又は結果の判定基準(以下この項において「認定検査項目等」という。)が定められている場合においては、前3項の規定にかかわらず、当該認定検査項目等によるものとする。

第3 施行規則第6条第3項の国土交通大臣が定める検査結果表のうち、防火設備に係るものは、

次の各号に掲げる防火設備の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 1 防火扉 別記第一号
- 2 防火シャッター 別記第二号
- 3 耐火クロススクリーン 別記第三号
- 4 ドレンチャー等 別記第四号

附則(平成28年5月8日 国土交通省告示第723号)

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

附則(令和元年6月21日 国土交通省告示第200号)

この告示は、令和元年6月25日から施行する。

附則(令和2年4月1日 国土交通省告示第508号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附則(令和5年3月20日 国土交通省告示第207号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附則(令和6年6月28日 国土交通省告示第974号)

この告示は、令和7年7月1日から施行する。

附則(令和7年1月29日 国土交通省告示第53号)

この告示は、令和7年7月1日から施行する。

別表第1

	(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
(1)	防火扉	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていることにより防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
(2)		扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(3)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
(4)	防火扉	常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）	固定の状況	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
(5)		人の通行の用に供する部分に設ける防火扉	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてブッシュブルゲージ等により閉鎖力を測定する。 ただし、各階の主要な常閉防火扉について、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することをもって足りる。 昭和48年建設省告示第2563号第一第一号又は第二号イの規定に適合しないこと。
(6)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。
(7)			感知の状況	適正な時間内に感知しないこと。
(8)		温度ヒューズ装置	設置の状況	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。
(9)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。
(10)			結線接続の状況	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
(11)			接地の状況	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
(12)			予備電源への切り替えの状況	自動的に予備電源に切り替わらないこと。
(13)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(14)			容量の状況	容量が不足していること。
(15)		自動閉鎖装置	設置の状況	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
(16)		再ロック防止機構の作動の状況	閉鎖した防火扉を、連動制御器による復旧操作をしない状態で閉鎖前の位置に戻すことにより、作動の状況を確認する。	防火扉が自動的に再閉鎖しないこと。

	(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
(17)	総合的な作動の状況	防火扉(常閉防火扉を除く。)の閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火扉(常閉防火扉及び(18)の項の点検が行われるものを除く。 以下この(17)の項において同じ)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火扉について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	防火扉が正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。
(18)	防火区画(令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。)の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火扉(常閉防火扉を除く。 以下この(18)の項において同じ)の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	防火扉が正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が正常に点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。	

平成20年国土交通省告示第282号第2の規定により特定行政庁が各階主要な常閉防火扉に係る(1)から(5)までの項目、方法及び結果の判定基準(以下この表において「項目等」という。)に相当する項目等を付加した場合にあっては、各階の主要な常閉防火扉(同告示第2後段の規定により特定行政庁が建築物を指定した場合にあっては、当該建築物に設けるものに限る。)については、(1)から(5)までの項目に係る定期検査等を行うことを要しない。

別表第2

	(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
(1)	防火シャッター 駆動装置 (2)の項から(4)の項までの点検について は、日常的に開閉するものに限る。)	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。 物品が放置されていること等により防火シャッターの閉鎖に支障があること。
(2)		駆動装置 (2)の項から(4)の項までの点検について は、日常的に開閉するものに限る。)	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況	目視等、聽診又は触診により確認する。 取付けが堅固でないこと。
(3)			スプロケットの設置の状況	目視等により確認する。 巻取りシャフトと開閉機のスプロケットに心ずれがあること。
(4)			軸受け部のブラケット、ペアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況	目視等、聽診又は触診により確認する。 変形、損傷、著しい腐食、異常音又は異常な振動があること。
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況	目視等、聽診又は触診により確認する。 腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。
(6)		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況	防火シャッターを閉鎖し、目視等により確認する。 スラット若しくは座板に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又はスラットに片流れ若しくは固着があること。
(7)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視等又は触診により確認する。 変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。 ケースに外れがあること。
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。 まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。
(10)		危害防止装置（人の通行の用に供する部分に設ける防火シャッターに係るものに限る。）	危害防止用連動中継器の配線の状況	目視等により確認する。 劣化、損傷又は脱落があること。
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。 変形、損傷又は著しい腐食があること。
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視等により確認する。 容量が不足していること。
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視等により確認するとともに、座板感知部を作動させ、防火シャッターの降下が停止することを確認する。 変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は防火シャッターの降下が停止しないこと。
(14)			作動の状況	防火シャッターの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、シャッターカーテンの質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により防火シャッターの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、防火シャッターが再降下することを確認する。 運動エネルギーが10Jを超えること、座板感知部が作動してからの停止距離が5cmを超えること又は防火シャッターが再降下しないこと。
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。 煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。

(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
(16)	感知の状況	(26)の項又は(27)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	適正な時間内に感知しないこと。
(17)	温度ヒューズ装置	目視等により確認する。	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。
(18)	連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。
(19)		結線接続の状況	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
(20)		接地の状況	接地線が接地端子に繋結されていないこと。
(21)		予備電源への切り替えの状況	自動的に予備電源に切り替わらないこと。
(22)	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(23)		容量の状況	容量が不足していること。
(24)	自動閉鎖装置	設置の状況	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
(25)	手動閉鎖装置	設置の状況	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。
(27)		防火区画(令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。)の形成の状況	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。

別表第3

	(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	物品が放置されていること等により耐火クロススクリーンの閉鎖又は作動に支障があること。
(2)		駆動装置	ローラーチェーンの劣化及び損傷の状況	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況	ケースに外れがあること。
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。
(7)		危害防止装置(人の通行の用に供する部分に設ける耐火クロススクリーンに係るものに限る。)	危害防止用連動中継器の配線の状況	劣化、損傷又は脱落があること。
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況	容量が不足していること。
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は耐火クロススクリーンの降下が停止しないこと。
(11)			作動の状況 イ 巻取り式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により耐火クロススクリーンの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、耐火クロススクリーンが再降下することを確認する。 ロ バランス式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、ブッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	運動エネルギーが 10J を超えること、座板感知部が作動してからの停止距離が 5cm を超えること又は耐火クロススクリーンが再降下しないこと。 運動エネルギーが 10J を超えること又は閉鎖力が 150N を超えること。

(い) 検査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	
(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	
		感知の状況	(22)の項又は(23)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	適正な時間内に感知しないこと。	
		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視等により確認する。 スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。	
		結線接続の状況	目視等又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	
		接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に繋結されていないこと。	
		予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。	
		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	変形、損傷又は著しい腐食があること。	
		容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視等により確認する。	容量が不足していること。	
		自動閉鎖装置	設置の状況	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	
		手動閉鎖装置	設置の状況	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。	
		総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させ、全ての耐火クロススクリーン((23)の項の点検が行われるもの除去。)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の耐火クロススクリーンについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。
		(23)	防火区画(令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。)の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の耐火クロススクリーンの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が正常に点灯しないこと又は音響装置が鳴動しないこと及び防火区画が適切に形成されないこと。

別表第4

	(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
(1)	ドレンチャーチャー等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。 物品が放置されていること等によりドレンチャーチャー等の作動に支障があること。
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況	目視等により確認する。 水幕を正常に形成できない位置に設置されていること又は塗装若しくは異物の付着等があること。
(3)		開閉弁	開閉弁の状況	目視等により確認する。 変形、損傷又は著しい腐食があること。
(4)		排水設備	排水の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 放水区域に放水することができる場合にあっては、放水し、排水の状況を目視等により確認する。 ロ 放水区域に放水することができない場合にあっては、放水せず、排水口のつまり等を目視等により確認する。 排水が正常に行われないこと。
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況	目視等により確認する。 変形、損傷若しくは著しい腐食があること、水質に著しい腐敗、浮遊物、沈殿物等があること又は規定の水量が確保されていないこと。
(6)			給水装置の状況	目視等により確認する。 変形、損傷又は著しい腐食があること。
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況	目視等又は作動の状況により確認する。 スイッチ類に破損があること、表示灯が点灯しないこと又はスイッチ類が機能しないこと。
(8)			結線接続の状況	目視等又は触診により確認する。 断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
(9)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。 接地線が接地端子に緊結されていないこと。
(10)			ポンプ及び電動機の状況	目視等又は触診により確認する。 回転が円滑でないこと、潤滑油等が必要量ないこと、装置若しくは配管への接続に緩みがあること又は基礎への取付けが堅固でないこと。
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。 自動的に予備電源に切り替わらないこと。
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。 変形、損傷又は著しい腐食があること。
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視等により確認する。 容量が不足していること。
(14)		圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況	目視等又は作動の状況により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は正常に作動しないこと。

	(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器(火災感知用ヘッド等の感知装置を含む。)	設置位置 目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあつては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。
(16)			感知の状況 (25)の項又は(26)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	適正な時間内に感知しないこと。
(17)	連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視等により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。
(18)		結線接続の状況	目視等又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
(19)		接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
(20)		予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。
(21)	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(22)		容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視等により確認する。	容量が不足していること。
(23)	自動作動装置	設置の状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
(24)	手動作動装置	設置の状況	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。
(25)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況	次のいずれかの方法により全てのドレンチャー等((26)の項の点検が行われるもの)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上のドレンチャー等について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。 イ 放水区域に放水することができる場合にあっては、煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させて行う方法 ロ 放水区域に放水することができない場合にあっては、放水試験による方法	ドレンチャー等が正常に作動しないこと又は制御盤の表示灯が点灯しないこと。
(26)		防火区画(令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。)の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、(25)の項の検査方法イ又はロに掲げる方法により複数のドレンチャー等の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	ドレンチャー等が正常に作動しないこと、制御盤の表示灯が点灯しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。